

年代測定業務支援に係る労働者派遣契約

仕 様 書

東濃地科学センターにおける年代測定業務支援に係る労働者派遣契約 仕様書

1. 目的

本仕様書は、日本原子力研究開発機構（以下、機構という。）東濃地科学センター 年代測定技術開発グループで実施する年代測定業務支援に従事する労働者の派遣について定めたものである。

2. 業務内容

地質試料の年代測定の業務支援

【派遣労働者Ⅰ】

- ① 試料測定のための前処理作業
- ② 安全管理を含めた前処理に係るメンテナンス作業
- ③ 分析・データ整理作業（パソコン管理等を含む）
- ④ 派遣労働者Ⅱ，Ⅲの補助作業

【派遣労働者Ⅱ，Ⅲ】

- ① 加速器質量分析装置に係る運転及び安全管理を含めたメンテナンス作業
- ② 分析・データ整理作業（パソコン管理等を含む）
- ③ 派遣労働者Ⅰの補助作業

3. 派遣労働者の要件等

派遣労働者の要件については、以下に掲げるものとする。

(1) 派遣労働者の基本的要件

パソコン等の基本的操作が可能で、以下のソフトウェアを活用して事務処理が出来る者とする。

- ①Microsoft word・Excel により書類作成・印刷等の操作ができ、Microsoft Excel については、関数を用いた表計算・グラフ作成等を行うことができる。
- ②Web ページの閲覧などにより、作業に必要な情報の検索等ができる。

(2) 技術的要件

①派遣労働者【Ⅰ】

- ・甲種危険物取扱者資格を有すること。
- ・酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者資格を有すること。

②派遣労働者【Ⅱ，Ⅲ】

- ・静電加速器の運転経験及びメンテナンスの経験を有すること。
- ・1人以上が低圧電気取扱業務の特別教育を修了していること。
- ・1人以上が第1種放射線取扱主任者を有すること。
- ・酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者資格を有すること。

(3) 業務遂行にあたり派遣労働者が具備すべき条件

- ・比較的高度な作業を滞りなく迅速に処理できる。
- ・特定の専門知識や経験に基づき、作業上の特殊な条件変化に対応できる。

(4) 派遣労働者の条件

- ・派遣労働者を「無期雇用派遣労働者及び60歳以上の者に限定しない」

(5) 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

役職なし。

4. 組織単位

東濃地科学センター 年代測定技術開発グループ

5. 就業場所

(住所) 岐阜県土岐市泉町定林寺 959 番地の 31
日本原子力研究開発機構 東濃地科学センター 年代測定技術開発グループ
TEL : 0572-53-0211
その他、指揮命令者と事前に定めた場所

6. 指揮命令者

日本原子力研究開発機構 東濃地科学センター 年代測定技術開発グループリーダー
TEL : 0572-53-0211

7. 派遣期間

令和 7 年 7 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

8. 就業日

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、機構創立記念日（10月の第1金曜日とする。但し、10月1日が金曜日の場合は、10月8日とする。）、その他当機構が指定する日（以下「休日」という。）を除く毎日。
ただし、当機構の業務の都合により、休日労働を行わせることがある。
なお、休日労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

9. 就業時間及び休憩時間

(1) 就業時間 8 時 30 分から 17 時まで

(2) 休憩時間 12 時から 13 時まで

当機構の業務の都合により、就業時間外労働を行わせることができる。

就業時間外の労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

ただし、機構が業務に支障がないと認めた場合は就業時間を変更することができる。

なお、指揮命令者は派遣元へ事前に適用の可否を確認するものとする。

10. 派遣先責任者

日本原子力研究開発機構 東濃地科学センター 総務・共生課長

11. 派遣人員

3 名

12. 業務終了の確認

機構が定める就業状況報告により本仕様書の定める業務の終了を確認する。

13. 提出書類（部数：次の提出先に各 1 部、提出先：「指揮命令者」及び「派遣先責任者」）

(1) 労働者派遣事業許可証（写）（契約後）

(2) 派遣元の時間外休日勤務協定書（写）（契約後及び変更の都度速やかに）

(3) 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号（契約後及び変更の都度速やかに）

(4) 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書（契約後及び変更の都度速やかに）

(5) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類（契約後及び変更の都度速やかに）※届出日付又は取得日付を含む。

(6) その他必要となる書類

14. グリーン購入法の推進

(1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。

(2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

15. 特記事項

当機構の業務の都合により出張等を命ずることがある。この場合の出張旅費等については、契約書別紙に定める費用を当機構が負担する。

以上